

平成17年第2回臨時会

平成17年8月24日 開会
同 日 閉会

多野藤岡医療事務市町村組合議会会議録

多野藤岡医療事務市町村組合

平成 17 年第 2 回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会

平成 17 年 8 月 24 日

議事日程

- | | | |
|------|------------|---|
| 第 1 | 議員の辞職報告 | |
| 第 2 | 新議員の紹介 | |
| 第 3 | 議席の指定 | |
| 第 4 | 会期の決定 | |
| 第 5 | 会議録署名議員の氏名 | |
| 第 6 | 管理者発言 | |
| 第 7 | 選 第 1 号 | 副議長選挙 |
| 第 8 | 報告第 1 号 | 群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の専決
処分の承認を求めることについて |
| 第 9 | 議案第 9 号 | 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について |
| 第 10 | 議案第 10 号 | 平成 17 年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補
正予算（第 1 号）について |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（２０名）

１番	安田肇君	２番	湯井廣志君
３番	三好徹明君	４番	佐藤淳君
５番	茂木光雄君	６番	松本啓太郎君
７番	冬木一俊君	８番	神田省明君
９番	木村喜徳君	１０番	青柳正敏君
１１番	吉田達哉君	１２番	三島久美子君
１３番	角田伊久夫君	１４番	黒澤功君
１５番	飯野榮君	１６番	荻原節子君
１７番	宮前俊秀君	１８番	小須田一美君
１９番	若林秀昭君	２０番	江原洋一君

説明のため出席した者

管理者	新井利明君	収入役	堀越清君
病院長	鈴木忠君	事務局長	金井秀樹君
事務局次長	坂本和彦君	介護老人保健施設長	栗原寛君
外来センター長	田中壯侖君	副院長	石崎政利君
外来センター事務長	塚越秀行君	看護部長	石田茂子君
薬剤部長	飯塚征和君		

欠席者（１名）

副管理者	齋藤軍雄君
------	-------

事務局出席者

庶務課長	今井光満君	企画経理課長	松田裕一君
用度施設課長	黒澤美尚君	医事課長	吉田賢治君
未収金担当課長	前川善明君	医療情報課長	小野里昇君
介護老人保健施設管理課長	内田雅之君		

開 会 の あ い さ つ

議長（松本啓太郎君） 皆様、こんにちは。議会開催にあたり一言ごあいさつを申し上げます。本日、平成17年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会が召集されましたところ、議員各位におかれましては、時節柄、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして開会できますことを、心から感謝申し上げる次第でございます。さて、本日の議会に提案されますものは副議長選挙ほか3件でございます。慎重ご審議いただきまして、議会としての意思決定をお願い申し上げます。なお、議事運営等まことに不慣れな私でございますが、誠心誠意努力いたす所存でございますので、議員各位、絶大なるご支援とご協力を切にお願い申し上げまして、まことに簡単でございますが、開会のごあいさつといたします。議事日程につきましては、皆様のお手元に配布しておりますので、よろしく願いいたします。

開 会 及 び 開 議

午後1時30分開会

議長（松本啓太郎君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。ただ今から平成17年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を開会いたします。

第1 議員の辞職報告

議長（松本啓太郎君） 日程第1、議員の辞職報告を行います。吉井町選出の松本克彦君、同じく吉井町選出、伊坂義孝君、同じく吉井町選出、大竹隆一君から4月30日付で、また、新町選出の小屋原富子君から5月19日付で、知識経験者の木村康君から7月30日付で辞職願が提出されました。

第2 新議員の紹介

議長（松本啓太郎君） 日程第2、新議員の紹介を行います。新町より選出の三島久美子君、吉井町選出の黒澤功君、同じく吉井町選出の飯野榮君、同じく吉井町選出の荻原節子君、また神流町の議員選挙後、選出されました宮前俊秀君、以上、5名であります。なお、1名の知識経験者については、まだ選出されておらず、現在欠員となっております。

第3 議席の指定

議長（松本啓太郎君） 日程第3、議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。12番、三島久美子君、14番、黒澤功君、15番、飯野榮君、16番、荻原節子君、17番、宮前俊秀

君と指定いたします。

第4 会期の決定

議長（松本啓太郎君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日、1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日、1日と決定いたしました。

第5 会議録署名議員の氏名

議長（松本啓太郎君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において指名いたします。10番、青柳正敏君、15番、飯野榮君を指名いたします。

第6 管理者発言

議長（松本啓太郎君） 日程第6、管理者発言であります。管理者。

管理者（新井利明君） 本日ここに平成17年第2回組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙中にもかかわらず、ご出席をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、現在、病院事業は全国的に、新臨床研修医制度による医師不足や偏在化状況が大きな問題となっており、病院経営に多大な影響を及ぼしております。このような環境において、当院では、患者さんに選ばれる病院づくりをモットーに、また、それらに応えられる体制のため、医師の確保と養成システムの確立を目指して、研修医から選ばれる病院にするために日夜努力しております。また現在、ご承知のとおり、大変厳しい経営状況が続いておりますが、病院長をはじめとして職員一丸となって、経営改善に取り組んでいるところでございます。議員各位には、深いご理解とご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

さて、本日の案件は、副議長選挙をはじめ3議案の審議をお願いするものでございます。いずれも重要案件でございますので、慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単でございますが、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

第7 選第1号

議長（松本啓太郎君） 日程第7、選第1号、副議長選挙を行います。報告いたします。

去る４月３０日付、吉井町選出の松本克彦副議長より辞職願が提出され、閉会中であつたので、地方自治法第１０８条の規定により辞職を許可したので報告いたします。よつて、ただいまより副議長選挙を行います。暫時休憩いたします。

午後１時３９分休憩

午後１時４３分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き会議を開会いたします。お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推薦により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よつて、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮りいたします。指名の方法については、議長により指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よつて、議長において指名することに決しました。副議長に、小須田一美君を指名いたします。ただいま議長において指名いたしました小須田一美君を、副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました小須田一美君が、副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました、小須田一美君が議場におられますので、本席から会議規則第３１条第２項の規定により、告知いたします。副議長承諾のあいさつを願います。小須田一美君。

議員（小須田一美君） はい、議長。ただいま、議長より副議長当選の告知をいただきました小須田でございます。この度、当組合議会副議長をおおせつかりましたことは、私にとりましては身に余る大役であり身の引き締まる思いであります。本組合事業の病院事業が住民の皆様に理解され、適正で良質な医療が提供されるために、組合議会の一員として、また議長の補佐役として議会運営に誠心誠意つとめて参りたいと存じますので、議員各位のご協力とご指導をよろしくお願い申し上げます。承認のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

第８ 報告第１号

議長（松本啓太郎君） 日程第８、報告第１号、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） はい。報告第１号、群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

当組合が加入している群馬県市町村総合事務組合より、平成１７年４月８日付、規約変更に関する協議の依頼がありました。内容につきましては、平成１７年６月１３日から群馬県市町村総合事務組合の組織団体である新里村および黒保根村が廃され、その区域が群馬県市町村総合事務組合の組織団体である桐生市に編入されるため、規約の変更に関する協議について構成団体の議会の議決が必要になったものでございます。当組合は本件について、議会を召集するいとまがないと認め、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分をさせていただきます。

以上簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認め、採決に入ります。原案のとおり承認することについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（松本啓太郎君） 起立全員であります。よって、報告第１号は、原案のとおり可決されました。

第９ 議案第９号

議長（松本啓太郎君） 日程第９、議案第９号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。事務局長。

事務局長（金井秀樹君） はい。議案第９号、群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。当組合が加入している群馬県市町村総合事務組合より、規約変更に関する協議の議決依頼を受けております。内容につきましては、平成１７年１０月１日から、群馬県市町村総合事務組合の組織団体である利根郡月夜野町、同郡水上町および同郡新治村が廃

され、その地域をもってみなかみ町が設置され、同町が同日から組合同規約第2条の1の項から6の項までの事務を組合にて共同処理するためでございます。また、組合の組織団体である水上月夜野新治衛生施設組合が、平成17年9月30日限りで解散するためでございます。市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項の規定により、構成団体の議会の議決が必要となっております。以上簡単であります、提案理由の説明とさせていただきます。慎重ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(松本啓太郎君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたしたいと思います。これにご異議ありませんか？

(「異議なし」の声)

議長(松本啓太郎君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか？

(「なし」の声)

議長(松本啓太郎君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第9号、群馬県市町村統合事務組合の規約変更に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(松本啓太郎君) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第10号

議長(松本啓太郎君) 日程第10、議案第10号、平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。管理者。

管理者(新井利明君) はい。議案第10号、平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。補正予算第2条は、関係市町村への長期借入金の依頼による補正でございます。市中金融機関から一時借入金により運営資金を賄っておりますが、平成16年度借入金繰越分3億円については、平成17年度で返済しなければなりません。公立藤岡総合病院、外来センターともに収入の調定額は前年度より増加傾向にあります。また、支出については、削減の努力を行っておりますが、平成17年度内での返済は厳しい状況でございます。こうしたことから、市町村へ長期借入金をお願いし、病院運営資金としてあてるものでございます。借

入額は3億円で、借入れ条件として、利率は5年以上の大口定期預金と同率の年利0.1%、償還方法は、利息分については毎年半期ごとに償還し、元金は平成23年度に元金一括償還の予定でございます。医業外費用の補正は、長期借入れに対する平成17年度分の利息分の補正増額です。第3条は、資本的収入支出額の増額補正でございます。公立藤岡総合病院は、新臨床研修医制度により、平成16年度から群馬大学病院の協力型研修指定病院、平成17年度からは管理型臨床研修病院となり、現在6名の研修医の養成指導を行っております。大学病院との連携強化、臨床研修医獲得のため、臨床研修医補助事業により双方向会議システムを、平成17年3月に申請いたしましたので、補正をお願いするものでございます。収入で補助対象部分513万円の補助率2分の1で、補助額256万5,000円、支出で、双方向会議システムの購入費650万円の増額補正をお願いするものでございます。特に今回の補正で、市町村から借入金3億円をお願いするわけでございますが、5年後に一括償還することは、医師、看護師、事務職員等の一人一人の自覚と協力が欠かせません。今後もより一層の経営改善に取り組んでまいりたいと考えております。そして、住民の安心のため、また、良質な医療の提供を目指して、果敢に進んでまいりたいと考えております。具体的な取り組みといたしましては、病院の自助努力はもちろんであります。現在、事務局に指示いたしまして、これは仮称ではございますが、病院経営改善検討委員会を設置し、病院関係者だけでなく幅広い方面から調査研究していただき、経営改善と地域の中核病院としての在り方について、ご意見をいただきたいと思いますと考えております。これまで事務担当会議を経て、今回の借入金の原資となる貸付金につきましては、各市町村長のご理解をいただいたところでございます。特に新町におきましては、高崎市への合併を控える中でご協力をいただき、感謝しております。こうした構成市町村のご協力と管理者としての考えを是非ともご理解いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑願います。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 議案第10号について、何点が質問させていただきます。特に第2条、長期借入れの3億円の件なのですが、今年の2月25日に17年度の当初予算をこの場所で、17年度の第1回の定例会で、議会の皆さんもきちっと審議をして、これでよろしいでしょうということで議決をしました。それほど長い時間がかかっていないのに、なぜ今、臨時会まで開いて、この辺の中身を変更しなければならないのか、全く、臨時議会を開く意味がどこにある

のかというのが、私にはちょっと理解できないので、一つずつ質問を言っていきます。それと、管理者のほうに質問をさせていただきますけれども、まず、臨時議会の定義、臨時議会とはどのようなことか、どのように理解なさっているのか。それから、当初予算の定義ですね。併せて、補正予算の定義。そして、一時借入金の定義についても、管理者はどのように理解をしているのか。一般会計のこの一時借入金と公営企業法の一時借入金は若干違いますけれども、ここは公営企業法を適用して運営している病院ですので、この公営企業法における一時借入れの定義ですね。この辺を、どのように理解しているのか。その辺を質問いたします。それから、当然、公営企業法の適用を受けている病院でありますから、公営企業法の31条、経理状況の報告についてというものが定められていると思いますけれども、これについて、当病院は、今日までどのように取り扱ってきたのか。31条にこうに書いてあるのですね。管理者は、毎月末日をもって試算表、その他、当該企業の経理状況を明らかにするために必要な書類を作成し、翌二十日までに当該地方公共団体の長に提出しなければならない。当然のことながら当該地方公共団体といいますと、わたしの考えでは、1市3町1村の長にきちんと、毎月、毎月、経理上必要な資料を、報告してあるわけなのです。相当数の資料なのですね。これ、皆さん、ご承知済みでしょうから、これを一々読み上げませんけれども、経理にかかわるほとんどのものを網羅します。これをきちんと報告しているわけなのだけれども、この辺の取り扱いについて、どのように取り扱っているのか。それから、過日説明会で頂いた資料なのだけれども、現金の関係、運営資金ということなのだけれども、頂いた資料の4ページ、いわゆる17年度はこのような資金繰りになりますから、お金を3億円貸していただきたいということなのでしょうけれども、単純に単年度で17年度だけを考えますと、現金の収入が67億937万8,000円ですか。現金の支出が、70億5,153万7,000円。資金の不足が3億4,215万9,000円だと思うのだけれども、一方で、この資料の20ページ。いわゆる現金収支のところですね。ここでは今年度単年度で、現金が不足するのは、1億2,726万円だと言っているのです。だいぶ大きな差がある。なぜ、このような差が出たのか。それとですね、この20ページにある計算式で今年の当初予算を当てはめると、実際に幾ら現金が不足しているということの当初予算を出してきたのか。本来なら、この3つがきちんと一緒にならないとおかしいのです。金借りますよということは、貸してくださいという資料は、現金が3億幾ら足らなくなる。このようにやっていけば、3億円返せますよという資料は、1億1,000万ぐらい。では、出してきた当初予算でこの計算式に当てはめてやると、幾らの現金が不足するのか。それからもう1点。どうしてこの時期にわざわざ臨時議会まで開いて、こういった議

案を出してきたのか。なぜ今なのか、という点。その点についても答弁をいただきたいと思います。それから、過日の説明会では、一時借入金の限度額を5億円から8億円に変更させていただくと。どうも資金ショートしそうなので、3億円借りた以外に資金ショートが発生するかもしれませんから、併せて、この限度額を変更させていただきたいという訳だったのだけれども、召集告示になって、正式な議案書が来たら、その部分は削除されている。いつの間にか消えてしまっている。この試算表を見ますと、7月のところでピークが来ていますね、5億円。次のピークが10月で5億円。本当にこの数字が正しいとすれば、12月のところで限度額がオーバーです。したがって、次の定例会でも何でも間に合うのだ。したがって、一時借入金の限度額の変更を、いとも簡単に取り下げた理由は何なのか。以上、8項目、答弁をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） 先ほどの佐藤議員さんのご質問の中で、31条の関係なのですが、これにつきましては、管理者がとありますが、当一部事務組合は管理者が非設置になっております。ですので、当該団体の長ということで、構成団体に管理者とされています藤岡市長のほうへ、これは試算表を、それから予算執行状況等の資料を毎月提出しております。それから、第2点目で、改善計画の資料の中でありました、4ページの資金、現状のままの予測ということで3月の時点で、3億4,200万の、現況の想定をしたものでございます。20ページにつきましては、12ページからずっと改善計画、収支想定ということで、改善計画を織り込んだもので20ページは想定をしております。そのために差が2億円程出ていると思われます。次の借り入れ限度額の削除なのですが、これにつきましては、長期借り入れが3億円借りられるとすれば、この分で3億円の一時借り入れを返却しまして、当然、借り入れ限度額につきましては5億円フルに使えるということになります。そのために、借り入れ限度額、安全策として枠の拡大ということをお願いしてあったのですが、それについては削除をさせていただきました。以上です。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） はい。8項目にわたりまして、佐藤議員さんから、いろいろご質問がありました。まず、臨時会というものの意義と、なぜ今なのか、ということなのですが、やはり、議会の皆さんに予算を決めていただいて、その執行の途中で、今回、補正予算をお願いする。途中で、緊急を要して、変更の審議をお願いしたいということでございます。補正につきましては、当初予算案があるわけでございますけれども、どうしても緊急をやむをえず補正の審議をお願いしたいということで、今回、この臨時会をお願いしたわけでございます。一時借入金ということでございますけれども、これは、わたし管理者が

らすれば、各市町村に対して、今までのこの総合病院を運営してきた吉井、新町、神流、上野、各首長さんに、この考え方をお願いした。そして、議員さんは11月でいいのではないかということだったのですけれども、新町は、皆さんご承知のとおり、1月23日をもって高崎市に合併するわけですが、11月になりますと、もう残り一月ちょっとということで、ぜひこの臨時会を開いて、今期で、この時期に審議をして、議決をお願いしたいということでございます。それで、新町が1月23日をもって高崎に合併するということは、もう既定の事実でございます。ただ、われわれとしましては、この総合病院の運営に当たっては、現在、やはり新町も構成員でございます。新町のこの借入金の今までの負担の中で貸し付けてくれるというこのご意思も、大変大事でございます。一緒にやってきた新町の皆さんの気持ち、そして、それがこの圏域住民の皆さんの安心と、そしてまた良質な医療を提供するということで、大変大事だと私は思っております。そしてなお、病院の方としますと、4月からいろいろな形で改善をまいりました。まだまだ改善をしなければいけない点、多々あると、わたしも思っております。そこで先ほどの提案理由の説明でもありました、経営改善の検討委員会を設置してやっていくのだという意思でございます。ぜひ、議員の皆さんからも参加していただきながら、一緒になってこの病院の経営改善、こういったものを目指してもらいたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後2時10分休憩

午後2時11分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） はい。当初予算の現金の件でございますが、当初予算の中では、残額的には6,426万7,000円の現金の残ということになっております。ただし、この中でやはり、当初1億2,000万の一時借入れをあてにしておりますので、実質現金残ということだと、差し引き先程の6,426万7,000円の現金残となります。それから一時借入れの定義でございますが、一時借入れは、定義としましては、当該事業年度の予算内支出をするため、一時の借入れをすることができるということが定義になっております。ですので、経常的収入に当たるのではなく、一時的な借入れという定義だと思います。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） 補正予算だとか、当初予算、定義は私聞きましたけれども、そのようなことを聞くこと自体が、何かむなしい限りなのだね。それは皆さんプロだから、そのようなことで、今年はこの予算がこの病院にとってベストでしょう。

それから、この病院何十年も経営しているわけです。おおむねこういうことでいけるんだという数字を出してきてくれているものだと、こちらはそうに理解する。最初から出てきた数字が全くでたらめなのだと解釈をして、議論をしていないのです。ある意味で、管理者が出してきたものは、当然それなりの根拠に基づいて出してきた。したがって、これを議会は真剣に議論をして、これでよろしい。何か、この問題については、協議を始めたのが、5月ごろからもう始めているという話だけれども、わずか1、2か月で、出してきた当初予算が、議会を召集して議決した予算が全く変わってしまう。理解できないんだよ、私には。補正予算もそう、臨時議会もそう。みんな必用に応じて、このようなことで、何かが発生したのでしょうか、臨時議会を開くからには。何が発生したのですか、4月以降。何か3億円の機械がぶっ壊れたとか、地震でも来て、どこかが壊れて、この地域の人に医療が提供できないのですよというのならいいのです。わたしが見たところでは、何も変わらない。強いて言えば、事務局長さんと経営管理部長さんが、人事異動で替わったくらいなのかなとしか思えない。で、一時借入れなのですからけれども、誠にそのとおりですからけれども、公営企業法の一時借入れは若干違うわけだね、ただし書き以降が。これ、皆さん、承知しているわけだよ。私はもう3年も前にこのようなことが来るのではないかと言って、群馬県の地方課の理財に確認を取ってある。1回借り換えたものは、借入金をもって返済をしてはならないのです。したがって、今年中に全部、これが決まりをつけなくてはならないのです。そういう法律なのです。このようなことが考えられる場合には、予算編成段階において収入の確保、または支出の節減等により対処すべきであると、きちんとここに書いてあります。群馬県だって見解を示している。にもかかわらず、なぜ当初予算で、きちんとこのような議論をなさらなかったのですか。そのようなことについても、再度、答弁をお願いをいたします。それから、この現金の収支の部分で、誠に理解できないことを言っているのだね。このまま行けば、改善も何もしなければ3億4,000何ぼ、現金が不足しますよ。改革すれば、1億1,000で済む。当初予算で出してきたものは、6,426万7,000円。一借りのところで、1億2,000万あります。けれども、先ほど言ったように、この、今年度は借り換えができない。してはならないという法律なのに、1億2,000万円を資金計画の中に計上してきた。法律の趣旨も何も全く理解しないで、当初予算を出してきたということになってしまうのです。じゃあ、このまま改善しないでやるんですか。4月から一生懸命改善していると言ったんだ今。4月から一生懸命改善すれば、1億1,000でいけるのでしょうか。3億円、本当に必要なのですか。今の時期に。新町の都合なの。私はおかしいと思っている。新町は、きちんとこのようなことで2億8,000万かな、9,000万かな、

細かな数字ははっきりした記憶はありませんけれども、このようなことでこの組合から脱退していきます。これで各自治体の首長さん、ならびに議会が、藤岡市議会が一番最後だった、一度否決されたのだけれども、たしか3月の20幾日かに、これでいいでしょうと決めたのです。もう決まりはついている。新町の問題は。またそこへお願いにいったんだ。貸してくれって。これもわたしにはちょっと理解できない。また、それを出してくれるという新町の考えもちょっと理解できないのですけれども。いずれにしても、全く数字に根拠もないということなのですね。15年度は、かなりいいところまで行った。これは皆さんも承知しているのです。16年度は、15年度に比べると2億円ぐらい悪くなったといふうにこの説明書の中にも書いてあります。この原因をきちんと分析していただきましたか。これについて答弁してください。それからですね、去年のたしか公営企業法の繰り出し基準を適用して、増やしたと思うんだ、適用したものをね。周産期と小児医療かな。それと、病院側はもう一つ請求したと思うんだ。公営企業法の、これ14年度版なので、これが正しいかどうかは分からないのだけれども、繰り出し基準の12番の括弧6、病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費も、たしか病院は請求したと思う。両方併せて、概ね2億円ぐらい請求したと思うのです。ある意味では、管理者が請求した、病院を代表して。で、町村といろいろ協議をした結果、小児救急と周産期かな、概ね1億円ですよろしいでしょうということで決定したわけ。これでいけると考えて、やったと思うのです。けれども、年度を開けてみて何か月もしなかったらだめだ。これは、どのような計算でやったのですか。先ほども言ったように、一時借入金との整合性があるんだからこれについてどのようなお考えで、これでいけるのだと考えて。わたしは、この件について、きちっと藤岡市の執行部にもお願いに行っているのです。こういう4、5、6の入院病棟の方の患者さんの数が落ち込んでいるので、借り換えもしなければならぬ事態が発生するかもしれません。したがって、このようなことだと、一時借入金の制度はこのようなことから、1度に大きなお金を市町村から借りるなり、赤字補填をしなくてはなりません。そのような状況が発生しているから、このことについてきちんと協議をしていていただきたいと、何度も申し上げている。結果、このようなことなのです。なんでこれ1億円でいいと判断したのか、管理者の方に答弁をしていただきたい。それから、いろいろ話をしていると、他力本願的な部分があって、人勸の関係で何とか、公務員給与の改定があるだろう。ここの給与費は40数億円だ、人件費が。その中で、5%カットされれば2億何千万、一気に資金ショートなんかしないんだよ。これで何とかいけるだろうと考えているという節もあるけれども、いろいろ調べてみたけれども、確かに、国家公務員については、やるということなのだけれども、まあ、イコ

ール地方にも適用するでしょうということで、ちょっと私には難しくて分からないのだ、職員のその給与の仕組みだとか、人勤の関係だとかは、読んでもなかなか理解できない。皆さんは職員ですから、相当詳しいでしょうから、この人勤の関係について、どのようになってくると想定しているのか、これについても答弁をしていただきたい。それから、第1回の定例会で、わたしは管理者にこう聞いたのです。いわゆる3億円借り換えた。民間の企業でいえば、1回目の不渡りが出たのです。したがって、市長さんは大変お忙しい人ですから、藤岡市の市長職も兼ねているから。外部の血を入れて、きちんと、この病院事業を専門的にやるような、そういう考えがありませんかと、わたしは質問したのです。そのときに、当面このメンバーのままの体制でやっていく。私はある意味で、ほっとしたのです。あ、まだまだ市長さんが先頭になってやってくれるのだなと思い、ある意味期待をしていたのです。よかったと思って。ところが、あっという間でこのように。何か月もたたないうちに、こんな議案が出てくる。いま一度聞きます。この病院は、600人近くいるのですか、職員が。藤岡市役所よりもはるかに大きな組織なのです。これを兼務してやるだけでも大変なのです。したがって、いま一度、管理者に伺いますけれども、専門的に、専属的にこの病院をきちっとある意味で管理をしていただける、いわゆる外部の、県でもいいですし、どっからでもいい。そのような考えがあるか、いま一度、お尋ねをいたします。それから、本来ならば、きちんと冒頭のあいさつなり説明会で、このような事態になった責任の所在ぐらい明らかにすべきなのです、議会に対して。でも、責任の所在すら分からないのだ、どこにあるのか。はっきり言ってくれないから。責任を執れとは言いません、私もまだ。しかし、このような事態になったことに対しての責任の所在はここにあるのだ、したがって、この部分はきちっと改善していくんだ。このようにしていきますよというものが、全く出てこないのはどのようなことなのでしょう。だから、この責任の所在はどこにあるのか、明確にしていきたいと思います。それから、漏れ伝わってくるところによると、今回3億円貸してやる、これで、何とか行かなければ、あるいは再度、構成する組合の自治体から借入れを起こすようであれば、売却をするという話も漏れ伝わってきている。本当にそのような考えを持っているのか、管理者が。その点についても答弁をお願いして、2回目の質問といたします。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後2時26分休憩

午後2時31分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） はい。先ほどの当初の資金計画につきましてですが、1

7年度の当初で資金計画を組んだ時は、16年度の12月時点であり、その後、12月でかなり、調停額の方が伸びておりました。それを想定いたしまして、当初の中では17年度に返済が可能であると想定しておりました。確かに解釈上、若干、また借りるということが解釈で誤っていたものと思われます。以上です。

議長（松本啓太郎君） 病院長。

病院長（鈴木忠君） 16年度が、実績が病院において上がらなかった、その原因はどこにあるかということについてお答えいたします。16年度は、診療報酬改定の時期でもございました。その診療報酬改定が当院にとって、特に病院の入院部門については、非常にマイナスに働いたということでございます。4月、それからもう1点、病院として、診療報酬改定以外に診療稼働額が約2億円、1年度で低下したわけですが、それはやはり医師の人員が減ったということでございます。3名、16年度は医師が減員となりました。そしてそのことが、病院のベッドの稼働額、15年度と16年度を比べまして、稼働額は、上半期においては非常に入院患者が減る傾向がありましたけれども、下半期には昨年度、16年度は回復しましたので、通年的には15年度と16年度は、稼働額、ベッドの稼働率はほぼ同じでございました。しかし、その内容を見ますと、平均在院日数が0.2日増えている。16.4日だったのが16.6日に、16年度は0.2日増えている。これは、ベッドの稼働率が同じであっても、そこで実際に入院する、実入院患者数が16年度は減ったということであります。そのために、診療の密度が減ったということでございます。それが診療稼働額、約2億落ちたということの原因になっているかと、一因になっていると考えております。以上であります。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 佐藤議員さんの方から、人事院勧告についてということで質問がありましたので、お答えさせていただきます。ご存じのように、人事院勧告は、リズムといたしまして、国の方から県の方に通知がきて、県の方から説明会の通知がきます。そして、私どもの説明会によってその内容が明らかになります。それが初めて確定した通知の内容でございます。現在、それがどのような情報を得ているかということでございますので、お答えさせていただきます。今年度末、3月31日において、減給を、基本給を平均で3.6%引き下げるという、今年度末の3月31日にその引き下げを行うということの通知、情報を得ております。そして、来年の4月1日におきましては、これはまだ定かではございません。平均で4.7%程度と言われておりますが、これについては確定していないので、そのおしりおきをしたいと思います。それで、この今回の引き下げの状況につきましては、給与のフラット化ということで、若い

者と年齢の高い者についてをフラット化させる。今まで公務員の給与というのは、大体右肩上がりでずっと上がってきたわけですね。それを今度はフラット化させて、給与の高い者を下げる、大きく下げる、そして、支出、給与費を抑えていくということが盛り込まれているようでございます。それにより大きな変動と申しますと、基本給が下がりますから、退職金その他に大いに削減が期待されるということになるかと思っております。そのほかに、扶養手当、細かい手当について、また引き下げられるものと思っております。ただ、ちょっと、まだ本当に確定したものでないのでありますけれども、地域手当、東京都を中心として18%、そして、一番下で、この辺でいきますと、この群馬県でいきますと、高崎、前橋、大田地区ですか、これについては3%、この範囲内で調整額をつけるということの人事院の情報も私ども、人事院に直接受けたわけではないので、細かいことは申し上げられませんが、そのような情報を得ております。以上が人事院勧告についてでございます。それと職員の人数の関係につきましては、特に病院の方が職員が、市のほうと比べて多いということでしたけれども。当然ご承知のように、法令により人数を定めております。ただ、この中で、一番大きな所帯は、現在の人数で申し上げますと、病院で467人、外来センターで68人、しらすぎの里で45人という人数になっております。このうち、病院では当然これは、看護婦の人数がもう半分以上占めている、6、7割ぐらい占めているということであります。法令に沿った、準拠した人数は配置してあることと、その他事務関係では、これは法令はございませんので、それについては答弁する必要にありませんけれども、そのようなことでよろしいでしょうか。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） はい。佐藤議員から今、ご質問のありました周産期・小児医療につきまして、今年度から約1億ほどの、各市町村が応援をしているということでございますけれども、これにつきましては、佐藤議員さんも今言っておられたように、管理者と市長という同じ人間が2つの立場で仕事をしているわけでございます。ですから例えば周産期・小児医療の中で、当然、病院事務局から各市町村の担当する部課長等々と会議の末、この周産期・小児医療のことで、約1億円ほどの応援をするということが決まった。それを、市役所の部課長の方から私の方に話が上がってくる、このようなシステムになっておりますので、応援してもらう側と応援する側、全部、すべてを承知してやらなければいけないと、これはもう本当にそうだと思いますけれども、なかなかそこまではできない。担当部課長会議の行く末の中で周産期・小児医療の応援体制が決まったわけでございます。また、外部から責任者をというお話がございますが、私は今与えられた、管理者、そしてまた藤岡市の市長として、先ほど来も言ってお

りますけれども、この地域の市民の皆さんの安心した良質な医療を提供する立場、それを考えたときには、私なりにまだまだ精いっぱい努力して、管理者としての責任を全うしていきたい。ただ、先ほど来、検討委員会という一つの新たな組織を立ち上げる中に、例えばいろいろな形で、いろいろな検討できる人たちに入っていただきたいとは思っております。ですから、今、議員さんが言われた、外部から責任者をということにつきましては、管理者としてまだまだ責任を全うしていきたい。そして、病院長やら看護師、また、事務局のスタッフの皆と力を合わせて、この病院のために一生懸命やっていきたいと決意を新たにしているところでございます。責任の所在ということになれば、それは確かに、すべて管理者として各市町村長をお願いをする、そういう形になっております。ただ、その過程での責任の所在ということについて、だれが悪かったのかということではなくて、これは病院のみんなでいろいろ決めてやっていく問題であると思っております。売却ということをおたしが言ったというように言われましたけれども、わたしは、この3億円を各市町村長さんをお願いした、市長の立場で約2億7,000万を支出するということ、貸し付けるということを決めた。ですから、売却のことで議論しているわけではありません。わたしは、なお、この総合病院としての公立としての位置づけの下でやっていきたい。ただ、なぜそのような話が出てきたのかと、わたしもよく分からないのですけれども、一応、今議員さんがそのように言われた。私は、例えば、この3億円を病院として借りると、これを5年後に返す、これが本当に大変な決心である。背水の陣だと、わたしも思っております。そのような意味で、これが全うできなければ、また借りればいい、もらえばいい、というものではない。ただ、そのような売却の話で、今何かを考えているということではありません。管理者として、この公立の総合病院の運営に当たって、なお、指導の責任を持ってやっていきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 佐藤淳君。

議員（佐藤淳君） あまりはっきりとした答弁をいただけないので。経営状況はきちんと把握している、できる立場だし、していなければいけない立場なのです。したがって、こんな議案が出てくるのは、全くおかしいのです。きちんと、当初予算の中で財源を手当てしなければならない。そのことをしない。けれども、責任の所在はと言ったならば、みんな責任がある。病院、全員がみんなで行っているのだから、みんな責任があると言っていたのでは、管理者の仕事というのは何なのですか、だれがきちんと責任を持って最終的な判断を下していくのですか。みんな判断を下しているのだ、この病院は。全く理解できないのだね。このようなことを議論していること自体が、むなしいのです。先ほど、鈴木先生が言ったように、診療報酬の改定だとか、臨床研修医の問題だとかで、医療

を取り巻く現場は非常に厳しいのです。したがって、これをどうするのだという議論ならいいですよ。このような、いろはのいの字のことを議論している。全く本質を理解していないでやっていて、今になって、何か新町が出してくれると言ったからだすとか。本来はきちんとこの病院だって、鈴木先生だって心臓では優秀、田中先生だって脳外科ではかなり優秀な先生だと言われているのです。このような人たちをきちんと、田中先生は何か退職なさるそうだけれども、定年になるようだけれどもきちんと、何とかこの病院のためにもう少し働いてくれませんかとか。そのような議論ならいいです。全く情けないね。今の議論をすると、結局、改善をして今は1億1,000でいけるのだと言っているなら、もう少しきちんといろいろなことをやっていただいて、それで、もう少し年度を押し詰って、本当に必要なお金は幾らなのか。私は、必要な金は出さなければだめだと去年から言っていて、そのようなことを知っていて、お願いをする立場です。出すものは出すのです。この病院を存続していく以上は、必要なお金は出すのです。当たり前の話なのです。で、次年度以降はどうなるのですか。今後、この病院をどのような基本方針の下にやっていくのですかということを中心にきちんと議論して、こういう方向でいきたいと思います。決めなければ、しょうがないのではないですか。いつまでもこんな議論をしていてさ、働いている先生や看護師さんは、嫌になってしまうよ。もう少し管理者としてきちんとした方針を出していただかないと、ますますおかしくなってしまう。市民に対してだって、決していい影響は出ませんよ。こうやってまた、あの病院は金が足りなくて3億借りたのだって。風評被害のようなことばかりが広がっていくのです。だからもう少し、いろいろな改善をきちんとやっていただいて、もう少し年度を押し詰って本当に必要な金は幾らなのか、来年度必要な金は幾らなのかということを、きちんと出してください。そのことを要望して、答弁は結構ですから、私の質問は終わります。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 佐藤議員さんから、わたしが先ほど述べた、みんなの責任だという部分です。責任の所在を分散化しているつもりはありません。わたしは管理者として、また病院長は病院の現場の責任者として、事務局長は事務の責任者として、いろいろな立場がある。それを、いろいろな議論の中でやってきている。私が先ほど言ったことは、責任の所在を分散化しているつもりではありません。そうではなくて、わたしは逆に、管理者としてなおこの病院の経営状況についても責任を全うしていきたい、考えていきたいと申し上げているわけでございます。それと、今ここで3億円各市町村からお借りしてでも、この病院の安定した資金運用を今やっておきたい。本当の厳しい、直面して、さあ足りないよということよりも、今ここに予想される財源不足の中で、ここできち

っと応援しておきたいということでございます。それで、今この臨時会をお願いして、議論をしているわけでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（松本啓太郎君）　ほかにご質疑ありませんか。湯井廣志君。

議員（湯井廣志君）　大体、私の言いたい事も佐藤議員からほとんど出てしまったので、幾つかお伺いいたしますけれども、まず、8月の11日、この場所での議員の説明会。第4条ということで5億を8億、一時借入金の限度額。このようなものを挙げて、説明をしておいて、今回はもう取り下げた。このように非常に今やっていることはおろそかで、話にならないような臨時議会だと、私はそう考えます。またこの予算。予算というのは私が言うまでもなく、地方自治法の210条では、きちんと総計予算主義というのをうたっております。その年度内の予算、収入支出は全て計上しなければならないということになっております。また、補正に関しては、新しい不足の事態、このようなものが発生した場合には、補正として対応しなさいということになっております。というような中で、先ほど佐藤さんが言いましたが、すぐにこのようなものが出てくる。去年のうちから、もうほとんどこの資金繰りが行き詰まるのではないのかと言われていた状態の中で、このようなことが発生している。病院の方は行政の方に、先ほどの資金ではございませんけれども、何とかしてもらいたいと病院の方が、行政に言ったわけですね。そのときに自助努力をしなさい。そんなにさせませんと言った人が、今度はお金がもらいたい。そのようなことでは、全然議論もする立場ではございません。私もこの2月の25日の予算委員会の中で、議論の末、賛成したわけでございますが、ほとんど今の状態で賛否ということになりますと、何を見て予算審議していたのかという話に、市長も示しがつかないと思います。お伺いいたしますけれども、私、自治労の連合の役をしてきた中で、先ほど人事院勧告の話が出ましたが、5%ということで、先ほど4.7という話もでていましたけれども、その5%というのは、5年かけて1年に1%ですね。そのほかに、0.5か月、ボーナスを余計くれるわけですよ。そのようなことを言わないで、ただ、4.7%だという言い方をしてますけれども、逆にあがってしまうのですよ、さがるのではなくて。なぜそのようなことを、大事なことを言わないで、ただカットになりますよなんてそういう少なくなることだけを言っておいて、あがる方を言わない。なぜ、そのようなことを平気で言うのか。その点、まず第一にお伺いいたします。

議長（松本啓太郎君）　庶務課長。

庶務課長（今井光満君）　はい、答弁いたします。わたしが申し上げましたのは、今年度の基本給与が、基本給が、平均で3.6%、3月31日ですがりまうと言っています。ですから、ボーナスは今、指摘されました、質疑として。ボーナスは0.25ですか。これは、ちょっと数値は定かではないですけれども、確か

にボーナスについては、0.05か月分あがります。ただし、ボーナスはあがりますけれども、基本給が0.36%さがってしまう。ですから、全体の給与については、伸びることはないと思っています。それと、翌年度の来年の4月1日、飽くまでもわたしがはっきりとしてこれを申し上げることを控えたいというのは、決定されたものではないということなのです。先ほど冒頭にご説明申し上げましたけれども、当然、説明会等があって、確認を受けて、それによってわれわれは給与の作業を進めるわけでございます。ですから予測で、当然これは申ししているとご判断いただきたいと思います。以上です。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） あえて、賃金のことについて申し上げますけれども、この17年度の予算書を見ても、このような状態でありながら、普通昇給をまだしている。普通昇給で予算計上が4,000万も出てある。普通なら、状況が悪ければ、普通昇給などはないです、普通の企業は。企業会計でしていながら、普通昇給まである。ましてボーナスといわれる期末手当、勤勉手当、これが期末が3.0の1.4ですか。それと勤勉手当というのは、6月と12月で0.7ずつでるわけですね。1.4でてるわけですね。そうすると、人事院勧告どおりやれば、0.75ずつになるわけ。普通なら、普通昇給というのはありえないですよ、このような状態になった場合ね。まして勤勉手当というのは一生懸命やって、業績が上がった場合に期末手当がでるわけですね。だから、病院は、藤岡市の給料体系に準ずることになっておりますが、そのような状態の中で、果たして普通昇給、また勤勉手当、これも今までどおり同じに出し続けるのか、その点をお伺いします。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 湯井議員からのご指摘につきましては、しんしに受け止めます。ただし、病院事業は、やはり病院長、医師以下、コメディカル、そして我々等がおって、その職域が、それぞれの働きをもって機能こなして、病院事業は成り立っております。それが患者さんによりよいサービスを提供する努力を続けることと私は思っております。それで、普通昇給を、一般的には全員に普通昇給される、それについては問題があるのではないかとということではありますが、私は基本的には問題はないと思っています。ただし、それは、決められた範囲内で決められた条項はあります。その範囲内でそれを諮りながらやっているわけでございます。ですから、中には、昇給できない者もおります。それと期末勤勉のボーナスにつきましても、同じような考え方でございます。できる限り出していきたい。そして、労働意欲を低下させない。これが一番に重要なことだと思っておりますので、ぜひ、これについてはご理解いただきたいと思っております。

議長（松本啓太郎君） 湯井廣志君。

議員（湯井廣志君） 何か、頂くものはしっかり頂くということで、それ以外の答弁、全然出てきませんが。それで、本気で再建をしたいのなら、まず自ら、身を削って事に当たるしかないと思うのだけれども。まず管理者、議員の報酬をゼロにしてでもかまいませんよね、そんなことは。そのうえで皆様方の勤勉手当、普通昇給までやっていく、そのような強い決意でやっていかなければ、この病院なんか絶対再建できません。職員の中で検討委員会だって作ったって、ちゃんちゃらおかしくて、そのようなことは。絶対にまともな再建なんてできるわけないです。だから佐藤議員が先ほど言ったように、第三者機関、これを入れて、この再建をする以外に、完全に方法はないと私は考えております。そのように市長の方から、いろいろな委員会の中で検討委員会にも入れるというような話もございましたけれども、その検討委員会、どのような具体的な委員会を作るのか、もう一ぺんお伺いいたしまして、最後にします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） はい。検討委員会の中身につきましては、今、詰め始めているところでございます。私は議員さんに入っていただきたいという気持ちもあるわけで、先ほどそのような話をさせてもらいました。検討委員メンバー等々につきましては、これから決めていきたいと思っております。そして、今、湯井議員さんが言われるように、いろいろな考えの皆さんに集まっていただいて、その経営改善の中身をご指摘いただきながら、進めていきたい。先ほど来、出ております、3億円借り受けるということについて、5年後返すということをするには、本当にいろんな中で経営改善をしていかなければできないと、改めて感じているわけでございます。そのようなことで、組織も職員の組織だけではなくて、そのような別な組織も作ってやっていきたいと思っておりますので、お願い申し上げます。

議長（松本啓太郎君） ほかに、ご質疑ありませんか。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 議案第10号につきまして、質疑をさせていただきます。先般、8月11日の日にですね、議員説明会ということで、今回議案として提出されております、一般会計より長期借入金3億円を借り入れる。なおかつ、一時借入金の限度額を5億から8億にしていいただきたいと。どうしてもこれは必要なのだから、皆さんの深いご理解をいただきたいということで、説明会を終えたわけでありまして。そうした中で前任の質問者から質疑がありまして、なぜこの一時借入金、この短期間、2週間ですか、約。2週間たたない間に、わずか十数日で一時借入金のこの議案について取り下げたのかと質問がありましたところ、これは安全枠だったという答弁でありました。このようなところから見

ても、私といたしましても、この執行部には、全然危機感もないし、議会をどのように思っているのか、大変疑問に思う一人でございます。それで、新町さんが、この長期借入金について了承していただいた。先ほど前任の議員も指摘をしておりましたが、新町の問題も当然あると思いますけれども、私は本来であればこの長期借入金、これは年度末に、本当にどれだけ足りないのか。これを正確な数字を議会に示してもらって、議会で検討、再考するのが、一番最善ではないかという考えの一人でございます。私は今回、一時借入金の限度額、5億円から8億円を引っ込めて、非常に、一般会計よりどうしても3億円貸してくれと、管理者の強い意思は感じますが、これは、新町の問題ではなくて、もう取り下げられないようなことになってしまった管理者のメンツの問題だと、わたしは思うのですが、それについて答弁をお願いします。それとですね、今回は誤字、脱字等はありませんでしたけれども、毎回毎回、字句の訂正等がございます。本当に今の体制で、議員説明会でわたしも議会に渡していただきました、平成17年度経営改善計画というようなものを頂きましたが、本当にこの3億円が借りられれば、このとおりやっていけるのですか。その点についても併せて答弁をお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） 3億円でやっていけるかということですが、今回の経営改善計画、想定上は可能だと思います。以上です。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今、冬木議員さんから、説明会のときと今の議案と限度額の枠の拡大が落ちているということなのですからけれども、私はいずれにしても病院が今後十分な資金を持ちながら、安定した経営をするために、どのようなことを行政からしたらいいのだろうかという中で、当初は確かに限度額のことにも頭に置いておりました。そして、説明会でも両方のことで説明をさせてもらいました。でも、説明会でいろいろな皆さんからのご指摘等々を考えて、考慮しながら、私はそれでもこの行政側から3億貸し付ける、この方法をすることで、病院のこれからの運営について、しっかりと住民に不安を与えることなく運営できる。私のメンツでやったわけではありません。この病院の重要な意味、こういったものをとらえつつ、しっかりと現金を持った中で運営をできることが大事だと思っておりますので、3億円貸し付けるということにつきまして、市長として2億7,000万の貸し付け、こういったものをしていこうという意思を持っているのでございます。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） まず、経営改善計画ですか、想定上は可能だということで。常にならわかれ議会はですね、想定上ということで、仮の話をしているのではない

かと、より疑問というか疑念が私の中ではございます。それですね、市長が取り下げた経緯というものを答弁していただきましたが、議員説明会をした後、両方は通らないだろうから、一つのほうを何とかお願いしたいと、そう言っているようにしか私には聞こえません。だとすれば私は逆に、市長の方に、管理者の新井さんの方に提案したいのですが、次の定例会に一時借入金の限度額を増やして、最後の年度末の予算も兼ねた中で補正予算ということで各自治体から、一般会計、長期借入金、3億円じゃなくてもいいじゃないですか。新町が抜けたっていいじゃないですか。こういった中で、もう1回検討していただいて、最提案していただくというのは、どうでしょうか。管理者の明解な答弁をお願いします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） はい。今、ここで3億円を借り受けるという手法をお願いしたいということにつきましては、いろいろ先ほど来、話があるわけでございます。この5年間、借入れの中で返さなければいけないということは、非常に病院にとりましても管理者にとりましても、非常に大きな課題が背負われるわけでございます。5年間の間にこの3億円を返すために、どれだけ経営改善をやるのか。このことが、今まさに皆さんに対して、ぜひ3億円を借りることで議論をしていただいているわけでございます。私は、例えば市長という立場では、非常に財政厳しい折、なかなかそのような支出はできないという、逆に言うところと反面もあるわけです。ところが、この病院をきっちり安心して運営していただくために、今ここでやはりこの3億円を借り入れて、そして経営改善をする中で5年後きっちり返す、返せる、そのようなことをお願いしていきたい。それは今まさに、病院長はじめ病院の一人一人に課せられた課題と、先ほど来、私も提案説明の中でも言っております。ですから、この時期で3億円の借り受けをご審議いただいているわけでございます。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 冬木一俊君。

議員（冬木一俊君） 管理者として、今答弁いただいたのですけれども、最初の私の質問で、管理者は、もう各市町村の首長さんをお願いした手前、メンツにこだわっているのではないのですかと、そう質問しましたら、そんなことはないと言っていますけれども、なぜそれほどこだわるのですかね。私には全く理解できない。少なくとも企業を経営するからには、大所高所に立って、半期、少なくとも半年です。半年の数字を正確に把握した中で、議会に対して提示するのが義務なのではないですか。それをわずか数か月、聞くところによると、わずか1か月か2か月の間に急遽方針を決めたという話ではございますが、ちょっと私には理解がし難い議案だというふうに認識をしております。これは、当然、管理者である新井管理者の方から提示されたものでございますが、事務方の方

で、だれがこのような提案を管理者の方にしたのか、お聞かせ願ひまして、私の質問を終わりにしたいと思ひます。

議長（松本啓太郎君） 事務局次長。

事務局次長（坂本和彦君） はい。それでは、ちょっと総括的に全体の流れの説明をさせていただきます。今年の4月に私、異動になりまして、財務、雇用、当初予算、あるいは4月の1か月の流れを見まして、感じたことがございました。まず、3億円の借入金を継続して、今年、出発いたしました。さらに加えて、4月の時点で一時借入金の5,000万円が発生いたしまして、このまま行くと多分、ボーナスのときに資金ショートを起こすのではないかという不安を感じました。それで5月、時期的に言いますと5月から、6月、7月ということで、時間的な経過が過ぎていったわけですがけれども、その中で、管理者と相談したり、各市町村の財政担当課長さん、病院担当課長さんとも協議を進めていく中で、資金援助をお願いしたいというお願いをしまひました。幸いなことに、4、5、6の3か月の推移を今となつて見ると、外来センターについて、非常に伸びてきている状況の中で、入院棟のほうからも借入ということが、去年は1億円くらい借り越しましたのですけれども、今年はそのようなこともなく推移してまいりました。そのような中で、1度3億円の借り入れした部分については、1回清算をしたいということがありましたので、一応そのような形で市町村への借入、あるいは繰り出しという形で、「どのような形でいいので、よろしく願ひします」というお願いをいたしました。結果として、3億円の貸し付けということで市町村が合意したということでございます。経過としてはそのような経過でございます。で、この時期、ということで、先ほど来、質問があるのですけれども、これにつきましては構成市町村との協議の中で、新町も含めた中なのですから、この時期が適切な時期だという判断を管理者のほうにいただきまして、議会のほうに提案させていただいたということでございます。私どものほうの事務局のほうで、私が提案いたしました。わたしが管理者に「そのようにしていただきたい」と、提案させていただきました。

議長（松本啓太郎君） 暫時休憩いたします。

午後3時13分休憩

午後3時30分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。安田肇君。

議員（安田肇君） 1番の安田と申します。実はわたしも議員にならせていただきまして、2年過ぎて、今度3年目になろうとして、皆さんの立場は、いろいろ分りかねます、本当に。皆さんの立場、事務員の立場、そして、われわれ議員の立場もあるので、今までいろいろこの点はいいか、とわたしも思った

のですけれども、ここまで来ると予算案の件、佐藤議員がいろいろ話してくれた、そして湯井議員が話していただいた、そして冬木議員も話した中で、わたしは本当に同感だと思います。この中におきまして、わたしも感じたことを一つ。予算案のことなのですけれども、やはり予算、りっぱな予算をひいてくれたと思うのですけれども、その予算が、先ほど冬木議員が言ったように、半年ぐらいで引っ繰り返る。これは、半年もたたないのです、実際はね。4月の幾日でもう出ているのですからね。そのような中におきまして、これはどのようなものだ、本当に。だれに責任があるか、そのようなところもちゃんと感じ取ってもらわないと、わたしは本当に困ると思う。そのような点もあるし、先ほどあと、病院の負担ですね、多野広域の。それを冬木議員らが申したように、新町が抜けるからと言って駆け込みではないですけれども、今する、そのようなあれは、ただ、今まで8割だった。そこへ主導権をもう少し執らなくてはということで、9割、たかが1割ではないですか。1割のあれで、ここまでこのようにいろいろあれこれ変わる、このようなでは本当に何のために議会があるのか。わたしも本当に、今までここに来たけれども、言わざるを得なくなりました。また、多々そのようないろいろ、もろもろありますけれども、管理者である市長さん、ちょっとわたしが見て、現実にするには、ちょっといろいろばやけてしまって見えない面が、このところへ来て多々あります。そのような中におきまして、先ほど申されたように、検討委員会、何のときでも検討委員会、この検討委員会が機能しているかどうか、わたしもだいぶ考えさせられる場面が出てきました。そのような中におきまして、冬木議員が言うように第三者機関、佐藤議員も言いました、そのような第三機関に委ねたらどうかと、わたしはそのようなことを強くここで要望いたします。そのような点で、先ほど事務方のほうからも、ちょうどいい時期、とそのような答弁があったので、そのようないい時期というのはどのような時期なのかなと、もう1度、ちょっと答弁を聞きたいと、よろしくお願いいたします。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 事務局長の金井でございます。実はわたし4月に来て、まだ財務諸表の見方も分からないような状況ですが、一生懸命勉強させていただきまして、明解な答弁ができるように勉強させていただきたいと思います。この時期の決断と言いますと、わたしははっきり言って4月1日に病院に参りましたので、それまでのことについてはほとんど知らないと言っても過言ではないくらい、分かりませんでした。引き継ぎ、わたしに対する課題はどのようなものだろうか、ということで各課長にお聞きいたしました。先ほど来より出ております、16年度末で3億円の一時金を借りて、繰り越してい

るという状況が、わたしに初めて聞かされたものでございます。ではこの借入金、いつ、どのようにして返すのだということで、経理、それぞれの担当課長から聞きましたところ、いや、公営企業法の29条のただし書きで、今年度中には、他の財源をもって返済しなければならないのだという話を聞かされました。そこで、それでは各市町村に資金援助をお願いするけれども、単純にお金が足りませんからお願いしますということでは、通るはずありません。当然の話でございます。そこで、5月に担当課長さんにお集まりいただきまして、病院の実情をまずご理解ください。それから公営企業法の関係もご理解ください。ということで、病院の実情をお話しさせていただきました。そこで、やはり、病院のほうではどのようなことをするのか、それも具体的でなければ、戻って構成の市町村に説明できないので、もっと詳しい材料を出せ、ということで、7月だったでしょうか、再度、わたしどもにできることを申し伝えまして、それぞれの首長さんのほうへ、病院からの説明はこうですということで伝えていただき、8月の2日だったでしょうか、各構成市町村の首長さんが、病院の資金援助をやりますというような結論を出されていただきました。繰り返しますが、4月1日以前のことは、全く分からない状態からスタートして、これまでに参りました。それで、わたしは、管理者に単なる繰り出し金や補助金というのではなくて、病院の職員に荷物として貸付金という形でしよわしていただきたいのだと、申し上げました。貸付金がいつまでもお荷物としてある以上、病院の改革をしなければならない、ということで、多分6月の末だったと思いますが、所属長会議において、全部の材料、すべての病院の現状における材料を提供いたしまして、各所属長から、これから、あるいは中長期的に改善できることについて、みんなで知恵を出し合ってほしいと、ということをお願い申し上げました。幸いにも、109項目の改善案が現在出ております。今後はこの改善案を一つ一つ実行に移しながら、より経営改善に向けて努力をして参りたいと思っております。したがって、冒頭に戻りますが、各担当の構成団体の課長さん方にお集まりいただく中で、議論し、時期的には9月の定例会でお願いをしたいということで話がまとまりましたので、今回8月の臨時会でお願いしたいという経過でございます。どうぞ、よろしくお願いします。

議長（松本啓太郎君） 安田肇君。

議員（安田肇君） 今、事務局長はそうに申し述べされたけれども、前、総務部長のとき、借入金の件でいろいろあったそうですね、いろいろ。もう少し企業努力したらどうかと。それならそれでいいのですけれども、あと、やはりいろいろな立場、立場、先ほどわたしが申したとおり、皆さん、精一杯頑張っているのです。だからそのようなところは、もう全部しているのですから、

やはり先ほども言ったとおり、強い指導力とこれからの基本姿勢です。毎回、議会のときに、基本姿勢はどうなっていると、いつも出ているでしょう。そのようなところをちょっともう少し、検討委員会、検討委員会と言っても、何の検討委員会だか、わたしもちょっと計り知れないのですね。もうちょっと具体的にわたしもここ、議員さんがみんな一生懸命やっていることだから、いろいろな方向性を見いだすように、ひとつ。やっぱり主導権は藤岡ですからね。ほかのところは当てにせずに、頑張ってもらいたいと、わたしは思います。その点、市長にちょっとお話を聞きたいのですけれども。毎回、同じような気もするけど、もうちょっと強い、こういう方向性でというのを、ちょっと聞かせていただきましたら、ひとつよろしくお願いします。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 市長ということですが、ちょっとわたしに絡む質問もございましたので、わたしのほうから前段を答弁させていただきます。ちょっとわたしは、発言の内容が定かではないのですが、市の立場にいるときに、病院が自助努力をすればいいのだと発言したというように、わたし、記憶が定かではございません。ただ、自助努力ももちろんだけれども、当然の話、経営が非常に難しい状況であれば、構成市町村の役割を果たすべきだと、わたしは理解して発言しておりました。それから、市長から先ほど来、市長が提案説明でも申し上げましたが、経営改善検討委員会というものを立ち上げて、もちろん病院関係者をはじめとして、外部の方にも入っていただいて、いろいろな意見を述べていただき、調査、研究結果を提言としてわたしに、報告としてあげてほしいというような、そのような機関の設置は検討できないだろうかと、管理者のほうから命令を受けました。ただ、今、要綱を作成中ですが、どの分野の人に、お分かりいただければということになりますと、ちょっと、今ここでは申し上げられませんが、意図といたしましては、病院の例えば先進事例の方々をお招きするアドバイザー的な人だとか、あるいは、市民の代表者に入ってもらうとか、いろいろな形で考えております。ただこれは確定的ではございませんので、今後、もう少し議論が煮詰まれば、管理者のほうへ報告させていただきたいと思っています。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 今、ご質問の中で、検討委員会というところで何をやっているか分からない。まだ立ち上がっていないのです。これから検討委員会を立ち上げるように研究してほしいということで、指示をしたばかり。ですから、先ほど来、わたしがお話しするように、もし、議員さん、安田議員さんに入っただけなら、入っていただくようにと思っております。ですから、先ほど来、議員さんが、現実味が見えてこない。ところが、病院の事業の中

で現実味というのは何なのかということなのですが、多分議員さんが言われるのは、貸し付けた3億円が本当に返せるのかどうか、このことの現実味という意味でしょうか。違うのですか。ではそれでは、もう少し具体的に現実味というのは何なのか、お話ししていただかないと、答弁にはなりません。ただ、今、議員さんの2回目の中では、検討委員会というのは、質問がありましたように、まだ作っておりません。以上でございます。

議長（松本啓太郎君） 安田肇君。

議員（安田肇君） 先ほどの現実味というのは、3億というの、ちょっと取り消し。3億円というのは、その3億というのは、ただの3億円。例えば、できの悪い忤がいて、それで応急処置的に3億をいろいろして、また血税を穴埋めして、どんどん垂れ流しの方向に行くなればこれは悪いことだと思います、わたしは。それよりもちょっと、再三言いますが、基本的な路線をしっかりと把握した中で、どのような方向で行くか。それで予算の面も、例えば、先ほど言ったように9割の中におきまして1割を、藤岡は藤岡でやれたら、方向性を見いだして、そうすれば、ほかの市町村にも迷惑はかけないと、わたしは思っているのですよ、あえて。そのような意味で言っています。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 確かにわたしは、藤岡の市長という立場もあります。9割、藤岡市が負担をするということで、約束になっておりますけれども、長年のこの広域公立病院としての運営、いろいろな形で負担割合も変わってきました。90%になったときにも、つい最近でございますが、その中で今議員さんは、ほかの市町村に迷惑かけなくていいではないか、と言われましたけれども、そうではない。この流れの中でやってきた、共同的に一緒になってやってきた、この責任を今後も90%藤岡、町村で10%というこの規約がありますけれども、このことで、藤岡が何か言う、町村の皆さんに、黙っているということではない。みんなでやらなければいけない。そのような意味で、9割持つからもっと指導力を発揮して、ほかの市町村に何も言わさなくていいではないかという、そのように聞こえたのですけれども、そうではない。みんなで負担割合の中で、それは発言権ではない。主導力ではない。みんなでやらなければいけない。そのようなことだと、わたしは理解しております。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） わたしは、今、先ほど来から議員の皆さんがいろいろ指摘した件と全く同じなのだけれども、重複しますと、私、この3億円の融資を仰がなければならなくなってしまった病院経営、その実態を、なぜこのような状況に立ち至ったのか、このところをしっかりと把握しなければ、誰かが言ったように、傷口に絆創膏を貼れば、当面凌げるのではないかと、また、来年のこ

とは明日の風は明日吹くのだというようなことで、循環しているのではないかと。そのような立場から質問したいと思います。ここで、わたしも言うのが嫌なのだけれども、この病院を建設する前から、今日あることを再三にわたって、議員として指摘してまいりました。それで、先ほど来、説明会でも、事務方に聞きますと、これはどのような状況で使われるのか説明してください、と言いますと、つまり、この3億円の融資が受けられなければ、給料の支払い、ガス、水道、電気の支払いの停止、あるいは、材料費の購入等に多大な影響を受けてしまう。民間で言えば、倒産の事態だ。私も知り合いの公認会計士にこの資料を見せたところ、これはもう倒産です、民間企業であれば全く論外です、というような話を伺いました。わたしも小さな会社経営をしておりましたから、この資金繰りのやりくりというのは本当に毛が抜けるほど、禿ができるほど苦しんでやった経験があります。これを持ち切るのは、やはり経営的な努力があって初めてその危機を乗り越えて、組織を存続させていくわけであります。何点か質問はありますが、まず第一に、この藤岡総合病院の経営の形態ですね。意思決定の過程は、どのようなことでなされてきたのか。今現在、なされてきたのか。まず、これが1点ですね。それから、平成15年、平成16年、外来入院棟が完成しまして、この病院が外来分離ということもありましたですけれども、病院経営としてはスタートを切ったわけであります。15年度のこととは特別あれなのですが、15年度は7億円の赤字、16年度は9億円の赤字、赤字が2億増えてきた。このように病院が完成して、いよいよ両輪が動き始めた、病院としての体制が整ったという状況でありながら、一向に赤字が改善できない。恐らく、先ほど鈴木先生がおっしゃったように、3名の医師不足による入院棟の処理等によつての収入源であると、それも一つの要因でしょう。しかし、問題というのはそこにすべてがあるのではなくて、私はその一つに、意思決定のこのプロセスが、きちっとした問題把握ができていなかった。危機感がなかった。例えばわたしが個人で、1人で怒鳴っても、何言っているのだ。素人が何言っているのだ、というような態度、それが現在を招いているのです。わたしはそうに思っていますね。かつて、藤岡市が病院分離して、政権が交代するまで、藤岡総合病院には経営室というのがあって、経営室長という者が置かれておりました。わたしもその方と、いろいろな場面でやり合ったことがあります。つまり、いい、悪いは別として、当時わたしが感じたのでは、その経営室長、この方は退職されて公務員の身分ではない人ですね。囑託としておられた人であります。この方が経営全般を取り仕切っていたという印象を受けました。当時、病院外来棟ができる前でありますから、旧入院棟の方で外来もあって普通の病院として完結していたわけですね。いろいろなことがありましたけ

れども、黒字だったと。視察が絶えなかったというような話も聞いております。その後、外来ができて、この病院の中にそのような意思決定をする、経営方針を打ち出していく、あるいは厳しい経営分析をするというような体制が全く執られていなかったのは、その後の今日の惨状ではないか。その中で2点目としてわたしはですね、今こそ医療コンサルタントを入れて、厳しく第三者の目でこの経営実態を分析して、公表すべきだ。その気があるのかどうか。その点について2点目は質問します。それから3点めですけれども、行政規模が極めて似ている、医療圏も似ている、富岡厚生病院。これは何かと比較されてきました。わたしも過去に何度も視察に行って、実態を見ました。今、富岡総合病院と言っておりますけれども。ここは、1日平均外来患者が1,150人。藤岡総合は、759人。年間の入院患者数は、富岡は11万2,055人。藤岡総合は12万7,435人。1万5,000人、データによると藤岡は入院患者数が年間多いそうです。それから、問題の経営を表す一つの大きな指標として、平均在院日数が、藤岡市は16.5、今、富岡総合は、12.5だといわれています。これは資料を見ましたから、そのように書いてありますから、ここで4日ほど差がありますね。これについて、この平均在院日数の4日の差というのは、今の現在の藤岡総合病院の経営にどれだけのウエートを占めているのか、具体的な数字でお答えしていただきたいと、そう思います。4点目、やはり4年前、5年前になりますかね。私は、この藤岡総合病院が開かれた病院であるためには、さまざまなデータを市民の前に、患者の前に公表しなければならない。そのためには、インターネット時代が訪れるから、ホームページを作成しようということを議会で申し上げて、ホームページができました。しかし、いまだ4年たっても、資料の閲覧さえできないようなホームページであります。中には、ホームページを開いて、他の医療機関にアクセスされた方もいらっしゃるでしょう。富岡厚生病院が仕切りの、行政が似ておりますからいいますと、ここには、財務諸表から、さまざまな手術の数から、それから先生方のキャリアから何から全部が貼り付いている。これこそ患者の人たちが病院を選ぶときに、安心して選べるための一つの情報発信ではないでしょうか。なぜ、このことを怠ってきたのか、あるいは、ホームページを管理できないのか。自らの力で管理できないのか。この辺を4点目として伺います。それから5点目。現在、外来棟は診療所扱いになりました。これは、診療所というのは原則的に先生が1人いれば開業できるということは聞いております。もちろん、病室を持つ必要もない。それほど緩めて、幅を広げたフリーハンドのところを持って病院経営をして、効率化を図ってという姿勢で、病院から診療所に変えたということでもあります。しかし、ここにいらっしゃる中には、当時、病院

建設のときいらした方もいらっしゃいます。上毛新聞が、医の試練、という中で、当時、なぜ藤岡市は外来棟を病院として建設したのか。交付税措置が受けられない、そのようなことではなかったのか。さまざまな疑問を提示しております。この辺で、当時、なぜ病院としての建設をされたのか。診療所としても十分交付税の措置が行われたと、関係者がっております。この点を5点目の質問として1回目の質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後3時55分休憩

午後3時58分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩の前に引き続き、会議を開きます。病院長。

病院長（鈴木忠君） はい。わたしのほうから、在院日数が4日も公立富岡総合病院と違うということ、それが収益に関してどのように関係しているのか、数値をもって説明せよというご発言だったかと思います。そのような形で、明確に数字でお答えが満足いただけるかどうか分かりませんが、わたしなりに理解している中でお答えいたします。まず前提として、在院日数を短くするという、そのことについて、経営的な面でいけば在院日数が短くなって、同じベッド稼働率を維持すれば、当然、診療の収益は上昇いたします。そして15年度と16年度における当院の在院日数における実績値を見ますと、その間に0.2日の差がございます。その0.2日というものが、実際の診療稼働額、これは診療報酬改定も影響しております。そして診療報酬改定による影響率というのは、約1.8%ぐらいであろうと、16年度が始まる当初想定しておりました。しかし、診療稼働額は3%落ちました。それで、その診療稼働額が3%落ちたということは、在院日数が0.2日落ちたということ。同じ診療行為でやっていながら、0.2日伸びたことによって、その差、3%ですね。1.8%が、プラス1.2%影響を受けたということであると、そのように理解しております。その点、入院患者1日当たりの診療稼働額が、15年度は4万549円で行っていましたが、16年度は3万9,177円。1,372円減額という数値として出てきております。それからもう一つ、前提として、在院日数というのは、私たち病院の方針として、急性期病院を維持するということであります。その際には、在院日数を17日未満という規定があります。それから紹介率が30%以上という、その二つの基準をクリアしなければ、いろいろな急性期加算、そのような加算の適用を受けることができません。そのために、急性期病院を維持するために、在院日数をいかに短くするかということに取り組んでおります。これは、当院一つだけでできることではございません。これは、やはり地域の医療機関と密接な連携を保ってこそ、受け皿的な、慢性期になったときに、

そこを対応していただける地域の医療機関との連携が密にならないと、なかなか一つの病院だけの方針だけでは進めていけません。この件は、藤岡医療圏においては、療養型の病床、それで慢性期の受け皿というのは、群馬県の平均よりもベッド数が少ないのが現状であります。地域的なそのような影響もあって、在院日数を短くしようとして努力はしておりますけれども、なかなか、その在院日数を富岡総合病院と比べると、4日という大きな差が出ているのが現状であると思います。それから、病院の、少なくとも14年度に外来センターと、それから病院が分離した時点で、病院がどのような方向を目指すか。これは病院においては、それまでありました療養型の病床を閉鎖し、そして急性期病院として特化していこう、そのようなことで進めていっているところであります。その方向性は、病院の中での一番意思を決定する会議が、経営推進会議というものがございまして、そこにおいて急性期病院をいかに維持するか、そしてそのための手段として、いろいろなどのようなものがあるか、そのようなものが討議されて、決定されているところであります。以上であります。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） はい。ホームページの質疑に対してお答えさせていただきま
す。ホームページ、基本的に先ほど三好議員さんが言われたような状況が事
実であります。ただし、この財務諸表をホームページに載せているという病
院は、全国的にはごく少数でございます。少数でございますと、決定したこ
とは言いませんけれども、私が調べている以上は、少数の病院が載せており
ます。それは、基本的にわたしは、その方向が望ましい。また、今後は、そ
のように変えていくというように思っております。それから、今後の問題に
つきまして、いろいろな形を、もう少しホームページに積極さを入れていき
たいなと思っております。ただし、ホームページは、やはり多少個人情報と
かいろいろの、医師の氏名とか全部載せていますけれども、わたしどもでは、
医師の顔写真というのは載せておりません。それは、医師の個人の選択によ
りまして、それは、基本的に載せていかない。担当科と担当名を載せてあり
ます。今後はまた、そのご指摘いただいたような内容で進めていきたいなと
いうように検討していきます。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） 3番目の質問の、富岡総合病院との外来患者数の比較
の件と、それから最後のご質問の、なぜ病院でスタートしたかということに
ついてお答えしたいと思います。富岡総合病院が細かい、これはたいしたこと
ではないですけれども、現在、外来センター、計算上の違いで、外来セン
ターは現在1日780人位は来ていますし、病院の本院のほうの外来患者数

も1,000人を超えています。それで、外来センターは1日に、週6日で計算しています。これを富岡と同じような週5日で計算しますと、両方足しますと1,000人は超えています。したがって、外来との数において、著しく落ちているとは理解しておりません。それから最後のご質問の、なぜ病院でスタートしたかということでございますけれども、わたし、当時、副院長をしておりまして、その検討の中でかかわっていました。それで、当時、当時と言いますか今もそうですけれども、医療の高度化、それから、患者ニーズの多様性、それから盛んに進められております医療の機能分化ということに関して、私どもが目指した外来センターというのは、単なる病院の外来を外に出すということではなくて、新しい時代に即した、いわゆる高機能の外来を目指しておりました。そのような中で、日帰り手術から、リハビリのセンター、内視鏡センターとそういったこと等を踏まえて、よい高額医療機器を備えた、高度の医療ができる外来センターということで、わたしは病院であることに對して、それほど大きな抵抗はなく、準備してまいりました。以上です。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 三好議員さんの医療コンサルを、この病院経営に入れるのかどうか、ということなのですから、わたしは先ほど来、検討委員会の設置ということを申し上げております。そのメンバーの中に、コンサルも入れるということが可能なかどうか、今検討しております。わたし自身は入れたいと思っておりますが、まだ決定はいたしておりません。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 今、5項目にわたって質問をいただきましたが、今回の3億円のお金を、融資を受ける。これを5年後に返済する。それについては、現状のままではとても無理だから、病院の経営改善を行うと言って、添付資料に平成17年度の経営改善計画というものが、議会で説明されております。ここに、収入の確保という2番があります。これは皆さん、ご存じです、説明を受けましたから。細かい説明は受けませんでした。患者から選ばれる病院づくりを推進していくことにより、病床稼働率を高めると。つまり、収入の確保のためには、これを1番目に持ってきていると。改善の一つの大きな柱である。ですから私は、在院日数の、16.5、ベッドの回転数を上げることによって収益を上げると、これが行政規模が似た、富岡総合で12.5を実現しているには、ただ単に患者を途中でほっぽり出すのではなくて、総合力がここに表れているのだ。経営の総合力がここに表れているのだろうと、私は思って質問しているわけなのです。ですから、これに對して、実際に目に見えない、抽象的な言い方ですが、経営の総合力というのは、病院の場合、

何をしているのだろうか。今言ったように、入院棟に外来を150受けている。それで、本来の外来棟は780である。二つの外来を持っている、外来機能を持っているというのが今の藤岡総合の現実なのですね。ここにもう不合理さ、効率の悪さ、そのようなものが、外来分離に伴う要因が潜んでいるのだ。この辺を厳しく、先ほど検討委員会の中に、市長は医療コンサルタントを入れるようなことも検討していかなければならないと言いましたが、再三わたしが言っているように、これは絆創膏を貼ったり、軟膏を付けるものではなくて、もう足が腐り始めているのですから、外科的な処方をしなければだめですという、口が酸っぱくなるほどずっと言っているのです。皆さん、聞き飽きてしまって、またか、ということになります。つまり、外来棟、もしくは病棟を民間の医療機関に外部委託する、あるいは公立病院で不足している、前、高崎の話を出しました。これはあるお医者さんが提案したのです。そっくりひっかけてもらおうじゃないか。あるいは、今度わたしが質問した内容は、現実味を帯びてきたので、小泉内閣、総選挙で小泉、公明党が勝てば、27万人もの郵政の公務員が民間人になってしまうのです。間違いない。それを突破口にして、もう戦域がなくなってくる。それが次々と地方に降りてきますよ。今、安穩としていれば、ここでもってこの場を切り抜けると思っていたら、とんでもないことです。わたしは、皆さんにそのように予言しておきます。恐らくそうなるでしょう。国が立ち入らないのなら。それと、この中で市長に、再度、抜本的な改革をするためには、自分でメスを持って足は切れませんよ。お医者さん、そうだと思います。他人だから、ばたばた切れる。外科の先生を知っていますけれども、大根を切るように。それと同じように、この病院の現状のどこが悪いのか、第三者に切ってもらわなければ、自分達ではだめですよ。ですからわたしは、医療の専門家を入れるのではなくて、別に医療コンサルタントに、この際、金を払ったっていいですよ。無駄なね。厳しくこの状況を、正しく第三者の目で客観的に見てもらう。これが緊急の課題だとわたしは思うので、その答弁を市長に再度伺いしたいと思います。それからホームページのことですが、ホームページというのは単なるホームページではないかというような、先ほどの課長のお答えでした。4年前もそうだった。うるさく言われるから開設して、すればいいのではないかと。しかしです。市町村合併だって何だって、全国津々浦々、ホームページで全部の協議の内容を出せたから、これだけ一気に、全国の3,200の市町村合併が進まるのだ。みんな、そこからノウハウを得て、各担当者は研究して、進めてきたわけでしょう。ですから、われわれも、もう情報発信しながら、そして受け取る、この環境が、まさに来てしまっているのです。そういう認識が足りないのです。富岡総合病院のホームページを見ま

したか。損益計算書、その他資料編のところに、ザッと載っていますよ。ですから、いっぺんに藤岡と比較できる。同じようなことで出してごらん下さい。全く似たような業績、これで分かってきます、どこに問題点があるか。われわれ素人だって分かります。あれ、待てよと。だから在院日数のことが、そこから分かるわけですね。総合力がないのだな。組織に欠陥があるのではないかな。お医者さんが不足した、そのようなぐらいの問題ではないのです、とわたしは思います。ですからこれは、少なくとも、皆様が護送船団で、右向け、左向け、赤信号も渡れば怖くないという、このような組織の中にいるのです。ならばいいところをまねすればいいではないですか。そうでしょう。都合のいい時はまねして、都合の悪いところはまねしないのですか？ と、私は思います。ですから、その辺をもう1度、明解な答えをいただきたい。それから、田中先生は、外来を分離して外来棟を建設する際に、病院側の重要な立場におられて、そのときの考えは高機能の、病院の機能を分離してやることの方が正しい方向である、そのような認識の下に当時は推進されてきたということではありますが、これは、先生、お医者さんという立場ですから、その辺の、細かい点が分からないのですが、先ほど言いました、医の試練の中に極めて重要なレポートが書かれていました。その一文を読んでみます。病院関係者の多くは、病院にしたため、無駄は出ているが、市町村に落ちる交付税はずっと多くなったと分析する。だが、疑問は残る。総務省地域企業経営企画室の見解は、市町村が一般会計で運営する診療所は、病院事業負債元利償還、建設費の返済について、交付金の対象にはならないが、病院事業会計で行われる病院附属診療所なら出ると、このように答えているのです。ですから、病院附属診療所として外来のほうを分離すれば、交付税が出て、建設費も負担してくれたんですね。これは公の新聞に書いてあったのですから。わたしがこの、総務省に行って確かめた訳でもありませんよ、これに対して何の反応も何も出ないのだ、当時の管理者は。ですから、わたしが田中先生に、田中先生が言われている高機能の病院ができる、これ、診療所でも可能ですね。診療所であっても。外来棟にそういう機能を持たせるのは診療所であっても、病院であってもできるわけですね。しかし問題は、病院扱いをしなければ交付金が出ないということでもって、これだけの規模を、枠をはめられたってことですよね。柔軟に対応できなかったためにこうなってしまった。20床のベッドを持って、これだけの規模の物を作るようになってしまった。これについて、田中先生は知らない。その辺は知らないとおっしゃるでしょうが、当然、病院の建設の中核の手続きに携わってないのですから。藤岡市とその病院の事務方が担当していたのでしょから。これについて、どのように当時皆さんも読んでいたでしょうから、どう感じたかを

伺いして、2回目の質問とします。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯侖君） その記事の内容については、私も、その当初は確かに理解していませんでした。

議長（松本啓太郎君） 暫時、休憩いたします。

午後4時18分休憩

午後4時19分再開

議長（松本啓太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。外来センター事務長。

外来センター事務長（塚越秀行君） ただいまの三好議員さんの交付税措置の関係についてお答え申し上げます。当時、わたしのほうは、その建設等には携わっておりませんでした。ただ、聞く流れの中で、お答えを申し上げますと、当初から外来センターは病院の位置づけで建設していくと。その当時、診療所が交付金措置を受けられるのかということについては、われわれのほうは、当然ながら、病院で外来センターを作るという方向に向いていたと、聞いております。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） はい。ホームページの問題につきまして、再度お答えさせていただきます。ホームページにつきましては、先ほどわたしのほうからお答えさせていただきましたけれども、財務諸表については、そのとおりだとわたしは思っております。ただ、情報公開、その他の個人情報等絡みまして、わたしどもは今後このような件に関して、公開ということに関して、内容、財務諸表その他、損益計算書等の提示に関しては、できるだけ開示していきたいなど、このように考えておりますので、よろしくお願いします。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） 再度、三好議員さんから自分たちの体は、自分の中ではメスは入れられないというご指摘がありましたが、わたしは逆に、このように追い込まれた立場になれば、それをもやらなければいけない、そして、今、議員がご指摘のように医療コンサル等々のお話がありましたが、そのような専門家の意見をいただくような形を作っていきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 三好徹明君。

議員（三好徹明君） 3回目でございます。先ほど、事務長のほうから話がありました、診療所か病院かという決定というのは、この病院建設のもう発想した段階から、そのようなことを一部の人間は知っていた。しかし、それに触れないように、病院にしようと言ってきている。これが今現在、一時的に症状として表れている3億円の現金不足によって、給料の遅配になるのではないかという状況に追い込まれていることなのです。つまり、絆創膏を貼って

も、何をしても、元がだめなのですから。元が。循環器の言ってみれば血管が腐ってしまっている。わたしはそう思っているのです。ですから、荒っぽい方法でも何でも、戦域を設けなくて、ありとあらゆる方法でもって、この病院を救わなければならないというのが、わたしの持論なのですね。ですから、市長が今これから検討委員会を立ち上げる。しかしわたしは、市長に、もう就任したときから、この病院の惨状は、必ずや、もう首をしめますよ。ですから、早め早めに手を打たなければだめですよ」ということを、再三申し上げてきた。ですから、あれから3年たちましたが、その間、どのように対応されてきたことに対して、わたしの見方がオーバーなのか、それほどの重症ではないと思われているのか、あるいは手をこまねいてきたのか、どのように対応されてきたのか、最後にこれをお伺いします。それから先ほどホームページのことにこだわるようすけれども、でも情報を開示しなければならない世の中になっている。だから最後に1点、内部で更新ができる、要するに職員がいるのか。内部でやっているのか、いないのか。4年たっても、まだ内部でそのような人間が養成できないのか。このように内部で更新をしていくための、ことができるのか。個人情報を出せなんて言ってるんじゃないのですよ。ほかのホームページ見てごらんなさい。4年です、4年。2点目に、これを聞きます。それから、先ほど言ったように診療所につきましては、診療所に変えたのだ、今度。自由に、この外来棟については、経営ができるはずですよ。縛りがなくなったのだから。次のときに、その成果を出してもらう。出しますと。診療所の縛りがなくなったのだから。次の時に成果を、具体的にこのように出しますということを、ここで約束してください。それで3回目の質問を終わります。

議長（松本啓太郎君） 庶務課長。

庶務課長（今井光満君） 3度ご質疑いただき、ありがとうございます。情報公開、処理しない、そのような問題ではないのだということで、ご指摘受けておりました。基本的にはそう思っております。ただし、わたしどもでは手続きを踏むということが重要だと思っております。そして、公開するもの、市民、一般利用者、そのような方々に公開することは大事だと思っております。それと、中でホームページの変更その他をできるのか。大きくは、大きなものはできませんけれども、インターネットで財務諸表を載せたり、職員の募集とか、その他看護師の募集とか、そのようなものにつきましては内部でやっております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 外来センター長。

外来センター長（田中壯信君） 私どもの病院は、あくまでも公正で適正な地域の方々の健康を守る医療、あるときは大きな使命と、それからもう一つ重要な、経

済性を発揮するという二つの使命を持っていて、その両方の面で期待に添えるように頑張っていきたいとそう思います。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） はい。三好議員さんからいろいろご指摘をいただいておりますが、この私が就任しまして約３年半過ぎたわけでございます。その中でも、いろいろな形で病院の経営というものを、中で見たり、サイドで見たり、市長という立場で見たり、いろいろなことで推移してきましたが、今、このような貸し付け、病院から見たら借り受けという制度を今回取り入れたわけでございます。そこに至る過程でも、今、月１度、もしくは２度、院長とじっくり話すことをやっておるわけでございますが、これからもお互い現場の院長としての責任者、また管理者としての責任者、市長としての責任ある立場、こういった中で院長としっかり、今、今まであまりそのようなことができていなかったなという反省はあります。ですから、月に１度ないし２度、院長とそのようなじっくり話す機会を設けておるわけでございますが。反省の弁ということではなくて、これからさらにこの公立の病院を運営していくに当たり、皆様のご理解をいただいて、少しでも内容のある経営改善をしながら、そして、なおかつ市民に、圏域住民に迷惑をかけないような、そのような病院運営をさらに進めていきたい、そのような意欲で、今おります。ご理解のほどをいただきたいと思います。と思っています。

議長（松本啓太郎君） 荻原節子君。

議員（荻原節子君） ちょっと長くなりましたので、もう最後、本当に簡単明瞭にお伺いしたいと思うのですが、ずっと皆さんの質問、答えを聞いていまして、市長がもう３年半前に市長になられて、それなりに市長さんも努力はしていらっしゃると思います。そして、それでも、この病院関係ではこのような事態になっている。いろいろな議員さんが、「このように言ってきたではないか。それなのに耳を傾けなかったのではないか」、そのようなことだと思うのです。改善している。改善していると、本当にどこまで努力しているのだろう。どこまでリーダーシップを発揮しているのか。やはり、市長はリーダーなのだから、それなりにきちっとやらないと、後についていく職員さんも、この間の臨時のときもそうでした。計算が違ってはいないかと、あのような本当に基本的なことが間違っている。それは何なのだろう。わたしはそう思いました。もう初めてといいますか、何年ぶりにここに来て、すごい質問が飛んだり、この休憩時間にもいろいろ言われていました。本当に驚いたわけですが、本当に市長が努力して改善しているのだろうか。そう、思いました。もうちょっと市長は、きっちり言って、厳しくやったほうがいいのではないかな、わたしの感想としてはそう思います。それで、その

3億円の件ですけれども、市町村に頼みにいくのに、最初は職員の方が「負担してくれ」と、そのような言い方だったそうです。それで、え、ということで、負担ということで、わたしも本当にそう聞いたので、本当ですか、と聞いたのですけれども、それで次に借入れになった。借入れになれば、身を引き締めて一生懸命改善しながらやるだろうからということで言っていましたけれども、そのような話も聞いています。ですから、すごく、その職員の方々も、軽く考えているといえますか、そう思うのです。この、5年後に、23年に、なせるのだ。だから、なすのだ。なすでしょう。なしてもしなければ困るし。それは、きちんとここで公言しているのだから、なしていかねば困る。市町村だって、お金があるわけではないですからね。でも、この状態を見ると本当になせるのだろうか。本当に前にも、この間のときにも言いましたけれども、このようなやり方でできるのでしょうか。クエスチョンがつきます。この先に、市長選もあります。そのようなことを、あとは職員の方も、定年で辞められたりすると、その後は責任がなくなってしまうのです。ですから、本当に自分で言ったこと、してきたことに責任を持ってしっかりやっていかないと、迷惑がかかるのはみんな市民、町民なのです。村民なのです。ぜひ、その辺、市長さん、本当に言うことは簡単ですけれども、実行は難しいと思うのです。わたしは、その辺が本当に危機感といえますか、感じております。同じことをずっと議員さんが、何年も何年も質問しているということは、改善も見られなかったかな。努力もしていなかったかな。そう思うわけでありまして、ぜひ、ここで、このようなことではなかったのだ、これからまた何とかするのだということのないように。それから、もう1度借り換えとかそのようなことのないように、ぜひお願いしたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 事務局長。

事務局長（金井秀樹君） 前段の貸付金の関係で、負担してくれ、というような要望をしたというように、先ほど議員さんのご発言がありましたけれども、元々わたしが先ほども言いましたように、職員の努力によって経営改善をしていくのだと。そのためには、やはりこちらの姿勢を示すと同時に、貸付金という荷物をしよわせていただきたいという発想で進めてまいりましたので、初めから貸付金をお願いできないでしょうかということで、説明をしてきたつもりでございます。どこかの行き違いかと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

議長（松本啓太郎君） 管理者。

管理者（新井利明君） わたし、先ほどもちょっと触れたのですけれども、わたしはこちらの病院の管理者であると同時に、藤岡の市長という立場もあるわけでご

ざいます。藤岡の市長という立場でなりますと、この2億7,000万円を病院に、ある意味では貸し付けるということになりますと、当然、逆に今度は、返せるのかどうか、ここが見えなかったら貸し付けられません。このような議論をして、それでもいろいろな経営改善をやろう、経営改善を逆に管理者としてやるのだという中で、2億7,000万を市長として貸そう、という決意をしたわけでございます。ですから、今、荻原議員さんが言われるように、経営改善をしっかり病院に植えつけていかなければいけないというのは、議員さんが考えている以上にわたしは真剣に今、指示をしているわけでございます。ぜひ、ご理解をいただきたいなと思っております。

議長（松本啓太郎君） 荻原節子君。

議員（荻原節子君） わたしが考えている以上には、当然です。真剣に、もう命を懸けるぐらい一生懸命やってもらわなくては困るのです。本当に。それで、なぜ、わたしが改善と言いますけれども、どうしてずっと3年半なり、同じ質問が出るのかね。まだまだそれじゃあ駄目じゃないか、ずっと言っているのにと、その議員さんたちが言っているのですね。わたしも、同じことばかり言っているのだから、何年ずっと言い続けてきているのだろうと、そう思うのです。ということは、やはり、そちら側の努力が足りないからではないか。それともう一つ、わたしは、お金を出すことに、このような病院のことですから、賛成するのは本当に当然だと思うのです。ただ、話を聞いていますと、どうしても10月までに現金がなくなってしまうのだ。だから、先ほど三好さんが言っていたように、給料も払えなくなる。では、病院がなくなってしまうば患者さんはどうするのだ。とんでもないことだと、そう思うのです。けれども、市長が先ほど言っていたのは、現金がある程度の余裕というのですか、そのようなのも安定したものが欲しいと。いろいろまた違う情報からだ、もっと余裕があるのだという話を耳にしたときに、どうなっているのだらうと。そのような気持ちが起こってきたわけです。だから、いろいろ見越して、剰余金のような形というのではないのですけれども、余分なお金をある程度持っていなければならないのだということをやられるのであれば、とんでもないことで、その辺のことをもう1度確認して、どうしても必要なのだと。本当に1銭も、例えば10月からお金がなくなってしまうのだというのが現実だということを、もう1回確認したいと思います。

議長（松本啓太郎君） 企画経理課長。

企画経理課長（松田裕一君） 荻原議員さんのご質問にお答えします。先ほど、剰余金のようなものがあるかというご指摘でしたが、今、3億円の借金をしております。3億円の借金、それが現状で病院のほうの手元に残っているお金はあるということです。だから、ほかに、剰余金のようなものはありません。ぎ

りぎりのところで、わたしどもはやっているのです。

議長（松本啓太郎君） 宮前俊秀君。

議員（宮前俊秀君） ちょっときれいごとを言うようで、議員の方々にも、また、執行部の方々にも失礼かと思いますが、先ほど佐藤議員はじめ、本当に藤岡総合病院の行く末、そして地元の中核病院として、これから一生懸命やっていたきたいと、そのような意味での質問ではないかとわたしは感じております。ただ、わたしがここで発言するのは、皆さんの話を聞いていまして、もう、この席でこれを話し合っても、明日の朝まで話し合っても、正直言って、その内容的には結論は出ないのではないかと思います。それでわたし、一つの案なのですけれども、皆様方の話を聞きますと、改善の内容だけを総合病院の執行部の方々をお願いしたのでは、どうしても問題が解決しきれないのではないかと。どうしても第三者機関、強いて言えば、医療法専門のコンサルタントをお願いをして、どこの部分が一番問題あるのか、どうやれば一番いい方法で解決ができるのではないかとというような問題が、専門の方々でしたら定義できるのではないかと、わたしも思っております。実際にこの中にいる病院の方々が、どのくらいこうやればいいのかということは、正直言って、分かり切れないのが現状ではないか。また、職員の方々でも、いろいろなしがらみを持ってやっているものですから、どうしても痛いところには急激な治療がしきれないのだという感じをわたし持っておるので、再度、質問をして終わりにしたいのですけれども。執行部のほうが、本当に改革してやるというのは、第三者機関、つまり医療コンサルタントがあるのかどうか、わたしはよく分かりませんが、あるとすれば、そのような機関にお金かけてでもいいから委託をして、そして、そこから出た問題を議会と病院側と、一つ一つ消していって、そして進めていかなければいけないのではないかと、わたしは思っております。正直言って、これだけの大きい予算で、わたしも勉強不足で財務諸表見てもなかなか分からないのが現状です。ですからわたしは、一からそのようなことを定義していただいて、一緒になって、その問題を、その場所を作って、一つ一つ検討していただきたい。そして、今の提案されております、10号議案でございますけれども、この議会で通らないと、正直言って9月の市町村の議会に多分提案されるのではないかと思いますけれども、まず市町村に提案する前に議員の方々にご了解いただかねばならないということで、執行部の方々が提案したのではないかと思っております。本当に必要だという話は何回も聞いておりますけれども、再度、その話をさせていただきまして、できれば、皆様にご理解いただいて、話を進めさせていただければありがたいな。もう1時半に始まりまして、もう5時になろうとしております。本当に皆さんが真剣に藤岡総合病院のこと

を何とかしたいというのがわたし、身にしみて感じましたので、どうか、そこら辺の話で、ある程度皆さんと話し合いができればと思っております。それと、これはちょっと余談になりますけれども、私のおふくろが総合病院に入院しておりました。なったときには、ちょうど、2月の選挙が終わってから、藤岡総合病院のほうの議員にさせていただきましたから、総合病院のほうから、改善計画書がうちのところにも届きました。その中で見させてもらった中で、先ほど話が出ましたが、入院の期間を短縮すると、そのような内容がありますけれども、わたしのおふくろが入院したときに、手術をしない前に退院の日を告げられました。果たして、それで地元の病院として安心してやれるのかどうか。確かに採算性を考えると非常に難しいと思うのですが、手術をする前に、いつ退院ですよ。手術をしてみたら、結果がいいから、いつ退院になります、そう言われますと、ああ、手術の経過がよかったからこんな早く退院できるそうだと、そのような気持ちになります。手術をしないうちに、いつ退院です。やはり、自分のおふくろはもう83ですけども、いつ逝ってもおかしくない年ですけども、やはり不安を持ちますので、病院の方々にもお願いいたしますけれども、採算性の問題もありますけれども、言葉のあやというものがありますから、手術をしてから、思ったよりよかったですから、早めに退院できますよと、そのようなことだけでも本当に安心すると思いますので、それを病院側をお願いをして、わたしの質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

会 議 時 間 の 延 長

議長（松本啓太郎君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。病院長。

病院長（鈴木忠君） 病院の運営が非常に危機的状況であると、そのようなことで是非、質問の答えになるかどうかは分かりませんが、この機会にお願いしたいということであります。それから、病院の執行部として、外部のコンサルテーションを受けるのをどう考えているかということのご質問であったと思いますが、私としては、丸投げはだめだけれども、よく問題点を職員同士がまず見極めて、そして、そこをコンサルテーションにかけたならば、どう対応、いい知恵が出るか、そのようなところをしっかりとしていかなければいけないかと思います。丸投げして、結局、やはりこれも、医療の専門家といわれる方々の知恵が結集されて、将来計画も立てられて、そして現在に至るだろうと、私は理解しております。これはやはり、病院職員が主体的に取り組む。そして、そこで外部の方の意見を入れて、そして冷静な分析の中で、やはり地域としては補修すべきものは補修するのはどこの

か、そのようなところを基本的にきちっと理解し合って、進めるべきものであろうと思っています。そのようなことで、今後の院長としてのこれからの対応を考えていきたいと思います。それから、やはり個人的なことになるのかもしれませんが、幾ら効率性といっても、物は言いようがあります。今の医療においては、クリニカルパスという形で、そこにかかわる人たちが、医療者が、あるいは患者様も一緒に、その段取りをよく知っていただく。その中で、このような手術があるならば、いつごろが退院の予定になりますよ、ということで、職員としては、それを分かっていたく、好意的な意味で言ったものだろうと現場では考えております。ただ、物は言いようですね。やはり、そこに十分な人、一人一人、患者様の立場は違いますから、配慮ある言葉をしないと、かえって誤解を招いて逆な結果になるということを、今後、職員に徹底していきたいと思っております。以上です。

議長（松本啓太郎君） 他にご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。議案第10号、平成17年度多野藤岡医療事務市町村組合立病院事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。起立多数であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

字 句 の 整 理 の 件

議長（松本啓太郎君） お諮りいたします。会議規則第38条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（松本啓太郎君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

議長（松本啓太郎君） この際、管理者より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

管 理 者 あ い さ つ

管理者（新井利明君） はい。本日は、大変長時間にわたりまして、慎重審議いただきました。本当に、暑い中、心から感謝を申し上げたいと思います。その中でいろいろなご意見を頂戴いたしました。そして、我々も経営改善に努めるといことで、新たな意思を持って進むという約束をいたしました。皆さんに、この補正予算をはじめ、3議案につきまして審議いただいたわけですが、今日のこのやりとりを含めまして、ますます我々病院側といたしまして、努力をするつもりでございます。これからもこの病院が地域の皆様に、より高度な医療を提供し、そして安心をもたらす地域中核病院といたしまして、機能を高めていきたいと考えております。議員の皆さんには今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げまして、大変簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉 会

議長（松本啓太郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。これにて平成17年第2回多野藤岡医療事務市町村組合議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時50分閉会

会議規則第77条の規定により下記に署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員